

島田市ふれあいセンター使用料減免要領

(趣旨)

第1条 この要領は、島田市ふれあいセンターにおける社会教育、生涯学習、人権教育及び福祉の向上（以下「社会教育等の向上」という。）を図るための活動を支援するため、島田市ふれあいセンター条例（平成17年島田市条例第155号。以下「条例」という。）第8条の規定によるふれあいセンターの使用料の減額又は免除について、必要な事項を定めるものとする。

(事業の主たる対象区域)

第2条

名 称	事業の主たる対象となる区域
島田市北部ふれあいセンター	伊太、相賀、神座、鶉網
島田市初倉西部ふれあいセンター	吹木、中講、本村、原の平、下湯日 沼伏、色尾西、色尾東、旧初上、旧初下 谷口上、谷口下、大柳、中河、井口、 南原、岡田、月坂一丁目、月坂二丁目

(使用料の減額又は免除の基準)

第3条 条例第8条の規定による使用料の減額又は免除は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第2編第7章の規定に基づいて設置される市の執行機関及び水道事業の管理者（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第8条第2項の規定により管理者の権限を行う市長を含む。）を含む。）がセンターにおいて実施する事業に伴い使用する場合 免除
- (2) 国及び県が対象区域（前条の表に規定する事業の主たる対象となる区域をいう。以下同じ。）における社会教育等の向上を図るために使用する場合 免除
- (3) 対象区域内の町内会組織及びコミュニティ委員会が主催して公益のために使用する場合 免除
- (4) 対象区域を除く市内の町内会組織及びコミュニティ委員会が主催して、公益のために使用する場合 50パーセント減額
- (5) 市内の保育園、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校が、公用又は公益のために使用する場合（保育士又は教職員が引率する場合に限る。） 免除
- (6) 対象区域内に住所を有する者が構成員の9割以上を占める保護者団体（保育園若しくは幼稚園に通園する幼児の保護者又は小学校、中学校若しくは高等学校に通学する児童若しくは生徒の保護者によって構成される団体をいう。以下同じ。）が社会教育等の向上を図るために使用する場合 免除
- (7) 市内に住所を有する者が構成員の9割以上を占める保護者団体が、社会教育等

の向上を図るために使用する場合（前号に該当する場合を除く。） 50パーセント減額

(8) 対象区域内に住所を有する者が構成員の9割以上を占める非営利団体（営利を目的としない団体をいう。以下同じ。）が、社会教育等の向上を図ることを目的に使用する場合（入場料又は参加費を徴収する場合を除く。） 免除

(9) 市内に住所を有する者が構成員の9割以上を占める非営利団体が、社会教育等の向上を図ることを目的に使用する場合（前号に該当する場合及び入場料又は参加費を徴収する場合を除く。） 50パーセント減額

(10) 社会教育等の向上を図ることを目的に活動している非営利団体が、センター又は市等と共催で文化活動、教育活動又は福祉活動を行う場合 免除

(11) 市の委託又は委嘱を受け活動している団体が、その目的のために使用する場合 免除

(12) 市から補助金の交付を受け、社会教育等の向上を図ることを目的に活動している団体が、その目的のために使用する場合 免除

（申請の手續）

第4条 前条第6号から第9号までの規定の適用を受けようとするものは、島田市ふれあいセンター条例施行規則（平成17年島田市規則第135号）第7条に規定する減免申請書に島田市ふれあいセンター使用料減免申請団体名簿（別記様式）を添えて市長に提出しなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、平成21年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要領の施行の日の前日までに、島田市ふれあいセンター使用料減免要領の規定によりなされた処分、手續その他の行為は、この要領の相当規定によりなされたものとみなす。

